

宮前中学校同窓会規約

(名 称)

第1条 本会は、宮前中学校同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の教育活動を支援し、発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を宮前中学校内に置く。

(会 員)

第4条 宮前中学校の卒業生・現旧教職員をもって会員とする。
歴代校長を名誉会員とする。

(総 会)

第5条 総会は、会員をもって構成される。

第6条 総会は、次の手続きをもって招集される。

- ① 役員会が、必要と認めたとき
- ② 全会員の十分の一以上の要求があったとき

第7条 総会の決議は、出席会員の三分の二以上を必要とする。

第8条 本会は、活動単位として、同期会を持つ。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事によって構成される。

第10条 各学年は、3名以内の幹事を選出する。

(役員会)

第11条 役員の構成は、幹事会において会長1名・副会長3名・書記2名・会計2名・監事2名で構成することを原則とする。
なお、会計1名は宮前中学校副校長とする。

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務を代理する。
- ③ 書記は本会の会議録を司る。
- ④ 会計は本会の会計を司る。
- ⑤ 会計監査は本会の経理を監査する。
- ⑥ 名誉会員は会長の諮問に応じる。

第13条 役員会は、幹事会と協力して、本会の目的を遂行する。

第14条 役員会は、年1回開くこととし、一般報告・会計報告等審議するため会長が招集し、その議長となる。なお、役員会は必要があるときは会長が招集し、開くことができる。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第16条 顧問を置くことができる。

(会計)

第17条 本会の経費は次により支弁する。

- ① 入会金（卒業時に1,000円を納入する）
- ② 寄付金、その他の収入

第18条 支出については、次の項目とする。

- ① 周年行事に関する費用負担
- ② 総会に関する費用負担
- ③ 役員会・幹事会に関する費用負担
- ④ 役員会で必要と認められたもの

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(規約の改正)

第20条 本会の規約を変更する時は、役員会が提案し、幹事会の承認を経なければならない。

(補則)

第21条 現副校長は、事務局として、役員会と連携しつつ本会の目的を遂行する。

第22条 本会は、政党・宗教など本会の目的以外に利用されない事に注意する。

(附則)

1 この規約は、平成18年11月19日から施行する。